

令和4年度
(2022年度)

事業計画



社会福祉法人近江八幡市社会福祉協議会

【事業方針】

無関心をなくし、だれひとり取り残さない、響きあえる地域へ

新型コロナウイルス感染症が猛威をふるい、多くの市民の生命にもつながる健康や生活に大きな影響を与えました。感染症の影響により収入が減った方への生活福祉資金特例貸付では、1,300世帯、延べ16億円を超える申請を受け付けました。また、自宅療養者で買い物に行けず、だれにも頼めないために困っている方が多いことから、市民生委員児童委員協議会と協働で、食糧品等をお届けする「困ったときはお互いさん便」を実施しましたが、今後も、市社協として状況に応じて、できることを取り組んで参ります。

日々の暮らしの中で福祉的な課題（孤立死、ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者、ひきこもり、老々介護、障がい児者世帯、孤立しがちな子どもなど）が多くある中で、コロナ禍で課題が見えにくく、深刻化しています。

令和4年度は、第3次地域福祉活動計画（基本理念：お互いさまの心でつながる参加と支えあいのまち 近江八幡）の1年目であり、地域の福祉課題に対応できるよう、人づくり、つながりづくり、基盤づくりに、行政計画である第3次地域福祉計画と連携して取り組みます。第3次計画においては、学区ごとに話し合い決定された「地域福祉課題と方向性」に基づき、地域の状況に応じた福祉活動の推進ができるよう働きかけていきたいと考えています。

平成29年度から取り組みを推進している「近江八幡見守り支えあいネットワーク」においては、多くの自治会で困りごとの早期発見に向けた活動が始まっています。「支える側」「支えられる側」と区別するのではなく、「こんな地域にしたいな」という思いをみんなで共有しながら、困りごとを受け止め、お互いに関われる地域社会づくりを進めます。そのためには、地域住民のみなさんとともに取り組み、地域だけでは解決できない制度の隙間の課題や、福祉団体、福祉専門職や行政、社会福祉法人、企業、ボランティア等と協働し、共通の課題や個別の課題の解決に向けて取り組みを進めます。また、種別を問わず、困りごとを受け止め、身近な地域や市社会福祉協議会の相談業務や在宅福祉サービスを通じて寄り添い、必要に応じて支援機関にスムーズにつながる仕組みづくりに取り組みます。（重層的支援体制整備事業準備事業）

社会福祉の大きな課題の一つとして、人材不足があります。当会においても、職員を募集してもなかなか、集まらない現状があり、市内の福祉事業所においても同じような状況があります。これからの福祉のあり方を考えた時、福祉人材の育成抜きには進められません。福祉に関心を持っていただくための活動の見える化や、市内の福祉分野で活躍いただく人材の育成に積極的に取り組んでいきます。

今後も社協だからこそできる福祉事業は何かを考えながら、法人内の地域福祉部門と在宅福祉部門の連携を強化し、地域に必要とされる社協を目指して地域福祉のコンシェルジュができるよう取り組んでまいります。

近江八幡市社会福祉協議会では、近江八幡市に暮らす、だれひとり取り残さない、全ての人に居場所と役割がある、地域共生社会の実現に向けて、役職員一丸となって取り組みを進めます。

【重点項目】 事業方針を踏まえ、次の項目を重点項目とし、取り組んでいきます。

1 困ったときに助けてと言える「お互いさん」の地域づくり

市内でも、ひとり暮らし高齢者の孤立死をはじめ、認知症高齢者や障がいのある人、ひきこもり、8050世帯、ヤングケアラー（家族のケアをしている子ども）、地域に暮らす外国籍の人などの中には SOS が出せず孤立している人もいます。困っている人に早くに気づき、地域の困りごととして受け止め、お互いに支えあいのできる地域づくりに向けて取り組みます。平成29年11月より、自治会における見守り支えあいの体制づくりとともに、自治会単位では解決が困難な課題を学区単位で共有し、解決に向けて取り組む「近江八幡市見守り支えあいネットワーク」の構築を進めています。



困難な課題を学区単位で共有し、解決に向けて取り組む「近江八幡市見守り支えあいネットワーク」の構築を進めています。今年度からスタートする「第3次地域福祉活動計画（5年間）」の取り組みについては、潜在化する課題の発見ができる自治会単位の見守り支えあい活動の強化、地域住民・福祉専門職・企業・NPO・行政を交えた協働のための話し合いの場づくり、学区域の困りごとの受け皿の生み出しや支えあいの仕組みづくり等、地域の状況に応じた住民主体の取り組みを進めていきます。市社会福祉協議会のアプローチとして、地域担当者が地域に出向き、困ったときに助けてと言える、お互いに支えあいのできるつながりのある地域づくりをめざして取り組みます。

2 だれ一人取り残さない、包括的に相談を受け止める体制づくり

近年、住民が抱える課題がますます複雑化・複合化しており、分野ごとの支援体制では、制度の狭間の生活課題への対応が困難になっています。「福祉の困りごとは社会福祉協議会へ」と気軽に相談していただけるよう、民生委員児童委員等と連携していきます。その上で、困りごとの早期発見および身近な地域の相談の受け皿をつくるとともに、総合相談機能を強化し、地域の様々な相談業務や、在宅福祉サービスを通じて困りごとを受け止め、寄り添い、必要に応じて関係機関につなぐ支援を行います。また既存の制度では、解決できない困りごとの解決に向けて、地域住民をはじめ、福祉団体、ボランティア、関係機関や企業や社会福祉法人、事業所等とも協働し、全ての人に居場所や役割、必要な人に必要な支援が届くよう取り組みます。

3 多様化する福祉課題に対応できる地域組織の基盤づくり

自治会をはじめとする地縁組織において、担い手不足や、役員の高齢化など地域組織の課題は年々大きくなっています。しかし、少子高齢化や地域のつながりの希薄化、自然災害の多発化、激甚化により、福祉と防災への対応は地域組織の対応が避けられないものになっています。まちづくり全体の大きな課題でもある福祉課題の解決に向けて福祉推進の基盤づくりに取り組みます。

令和4年度近江八幡市社協事業計画

1. おたがいを思いやるまちをめざします

～人づくり～

(1) 一部の人だけではなく、みんなが関わり、ともに歩める地域にしたい

①福祉活動につながる情報発信

- 1) 広報誌の発行（全戸配布年6回）・声の広報発行（年6回）
- 2) 地域福祉活動啓発リポーターによる地域福祉活動の発信
- 3) ホームページやフェイスブック、ライン等での情報発信の充実
- 4) 社会福祉大会の開催

②地域福祉リーダーの育成

- 1) 地域福祉リーダー養成研修（近江八幡つながり未来塾）の開催
- 2) おうみはちまん親子応援プロジェクト「ぱぴぷぺぽ」の活動支援
- 3) 生活支援グループ交流会の開催
- 4) 子ども食堂連絡会の開催
- 5) 学区ごとの福祉協力員研修会の開催支援

③ボランティア活動のきっかけづくり（活動支援）

- 1) ボランティアセンター運営に関する協議の場づくり
- 2) 活動に関する活動・相談・組織化・コーディネート・情報提供等の支援
- 3) 活動者同士の知識や経験の交流の場づくり
- 4) オンラインなど新たな手法を活用した活動や社会参加のきっかけとなる学びの場づくり
（ボランティア講座）
- 5) ボランティア保険の手続き

(2) 違いを認め合い、「おたがいさんを次の世代に伝え、「助けて」と言える地域にしたい

①地域共生社会の実現に向けた福祉教育、啓発活動の実施

- 1) 学校や地域の福祉団体と連携した福祉教育の推進

- 2) 地域共生社会に向けた福祉モデル校指定（赤い羽根共同募金事業）
- 3) 福祉教育の推進に関する協議の場づくり（地域福祉推進委員会）
- 4) 赤十字奉仕団による福祉学級の開催支援
- 5) おたがいさんの地域づくり出前講座の実施

2. 参加とつながりによる支えあいのまちづくりをめざします ~つながりづくり~

（1）思いを語りながら、誰もが自由に集まり、学べる場がある地域にしたい

①協議・協働のための話し合いの場づくり

- 1) ふくしでまちづくり座談会の開催（中学校区ごと）【新】
- 2) 学区見守り支えあい推進委員会の開催（協働のための体制強化）
- 3) 地域福祉推進委員会の開催（市域）

②日常生活圏域における多様な人が集う地域拠点づくり

- 1) 困りごとへの相談および対応に向けた福祉専門職との連携の仕組みづくり

③社会福祉法人との連携強化

- 1) 地域住民と専門職との出会いの場づくり
- 2) 社会福祉法人への地域活動の情報提供の実施【新】

④行政・関係機関との連携

- 1) 企業・市民活動団体との福祉課題解決のためのネットワークづくり
- 2) 企業等との連携による困りごとの早期発見活動の推進（見守りあい協定締結等）
- 3) 福祉団体助成の実施
- 4) 団体事務局の受託（市民児協・市赤十字奉仕団）
- 5) 地域福祉推進事務局会議の開催（行政との情報共有）

⑤身近な地域で子どもから大人までつながれる居場所づくりの推進

- 1) 身近な地域の居場所づくりの立ち上げ・運営支援（自治会単位・学区単位）
- 2) 子どもの居場所づくり（子ども食堂・学びの広場）の活動支援（立ち上げ支援、継続支援）
- 3) 地域子育て支援拠点事業（あいあいの家）の実施（市委託事業）
- 4) レクリエーション備品の貸出

(2) 一人ひとりができることを活かして、喜びやつながりが実感できる地域にしたい

①身近な地域の見守り支えあい活動の推進

- 1) 自治会単位の見守り支えあい活動の推進（新規支援・継続支援）
- 2) 学区域見守り支えあい推進会議の開催
- 3) 福祉協力員、民生委員児童委員の活動支援
- 4) 自治会福祉の継続支援の実施（自治会ふくしファイルの配布等）【新】
- 5) 見守り支えあい活動マップの作成
- 6) 移動外出支援車両（ささえあい号）貸出事業

②社会参加できる場づくりの推進

- 1) 社会参加できる場の拡大に向けた企業、事業所等との連携

③困りごとを抱えた方同士が安心して過ごせる居場所づくり

- 1) 暮らしづらさを抱えた方の中間的な居場所づくり（赤い羽根共同募金事業）
- 2) ひきこもりの家族の交流の場づくり【新】
- 3) 学区域で介護者や障がいのある方等同士等が交流できる場づくりの推進

④当事者組織の活動支援

- 1) 当事者組織への情報提供、連携強化

3. 安心して暮らせるまちをめざします ～基盤づくり～

(1) 困った時に身近に相談できる人がいて、必要な人に支援が届く地域にしたい

①つながりから困りごとを受け止め、スムーズに専門職につなげる仕組みづくり

- 1) 心配ごと相談事業の実施（平日の偶数日）
- 2) 学区域の相談拠点づくり（地域相談力はぐくみ事業等）
（定期的な相談窓口の設置・困りごとを抱えている当事者同士の居場所・電話訪問等）
- 3) 地域相談員研修会の開催

4) 生活支援員等の養成【新】

(地域福祉権利擁護事業生活支援員、社会参加支援員)

5) 福祉の困りごと相談(常設)および社協内部の部門間連携の強化

6) 生活困窮世帯支援事業(食糧等支援)

7) 生活福祉資金貸付事務(市小口資金補助業務を含む)

8) 就労準備支援事業(市委託事業)

9) 地域福祉権利擁護事業の実施

10) 重層的支援体制整備事業準備事業(市委託事業)

11) 民生委員児童委員等との連携強化

(2) 暮らしを支えるコミュニティ基盤が持続できる地域にしたい。

① 見守り支えあいネットワークの推進

1) 見守り支えあいネットワークの推進のためのアクションプランの作成と周知(行政、関係機関との連携)

2) 学区たすけあいサポートセンター(学区単位的生活支援活動)の体制づくり

② 複雑多様化する福祉課題に対する地域コミュニティの基盤づくり

1) 学区社協の活動支援・基盤強化

2) 学区社協会長会、地域福祉推進員連絡会、学区社協交流会の開催

3) これからの地域福祉推進組織のあり方の検討【新】

4) 学区ごとの福祉計画策定支援

5) 地域福祉活動推進強化のための助成事業の実施

③ 災害支援の仕組みづくり

1) 災害ボランティアセンターの運営連絡協議会の開催

2) 災害ボランティアセンター運営訓練の実施(本部・サテライト)

3) 学区ごとの災害ボランティア受け入れ体制の強化

4) 当事者・支援団体を交えたネットワークづくりの推進

5) ICTを活用した災害時の迅速な情報共有に向けた取り組み【新】

6) 福祉活動と防災活動の連携支援

④ 社会福祉協議会の基盤づくり

市社会福祉協議会の運営にかかる基盤の強化を図ります。

会務の運営

1) 理事会、評議員会

2) 委員会の設置

- 3) 財務管理（経理）
- 4) 職員研修
- 5) 情報管理（個人情報保護、情報公開）

基盤強化

- 1) 地域福祉推進体制の強化（学区担当職員の配置）
- 2) 地域福祉活動の推進のための財源確保（一般会費、賛助会費、善意銀行）
- 3) 寄付・募金のあり方の検討【新】
- 4) 発展強化計画の策定【新】
- 5) 第3次地域福祉活動計画の進捗管理（3か年アクションプランの策定含む）
- 6) 地域福祉推進事務局会議の開催（行政との連携・協力体制）
- 7) 市社協内部の連携強化（職員連絡会議の開催等）
- 8) 地域課題や災害及び感染症等に対応できる持続可能な組織運営づくり【新】
- 9) 法人の健全経営
- 10) 人材育成に取り組むための企画部門の創設【新】

《苦情解決・虐待防止の実施》

- 1) 第三者委員会の設置
- 2) 虐待防止委員会の設置【新】

《施設運営管理》

- 1) 市総合福祉センター管理運営事業（市委託事業）
- 2) 安土デイサービスセンター管理運営事業（下記通所介護事業、デイサービスセンターの関連による）

⑤在宅福祉サービス等の実施

高齢者や障がい者が住みなれた地域で暮らし続けるために、それぞれの生活に寄り添った支援を行います。

また、社協では、地域福祉活動や相談支援等の幅広い機能と介護サービスの連携をはかり、人とのつながりを保ちながら、生きがいを持って暮らし続けることをサポートします。

《介護保険事業》

1. 居宅介護支援事業

行政および地域包括支援センター、医療機関、その他関係機関と連携し、高齢者が在宅にて自立した生活を送れるよう、地域の資源の活用も含めた居宅サービス計画書の作成や介護保険の相談業務を行います。

- 1) 居宅介護支援事業所

2. 通所介護事業

利用者の立場に立った適正な事業を実施し、心身機能や機能訓練、口腔機能などの生活の質の向上を図り、社会的孤立感の解消および家族の身体的、精神的負担の軽減を図り、利用者の在宅生活を支援します。また、地域に必要とされる運営のあり方を検討します。

- 1) デイサービスセンターひまわり（サテライトとの統合運営）

3. 訪問介護事業

日常的に介護を必要とする利用者の生活を支え、その家族を支援し、自立支援を目的としたホームヘルプサービスを提供します。

1) ヘルパーステーションあづち

《障がい福祉サービス》

1. 相談支援事業

障がい福祉サービスを利用される方の心身の状況や生活環境に応じて、ご本人やご家族の意向をもとに「サービス等利用計画」を作成します。その他、生活に必要な情報提供、相談支援や各サービス提供事業所との連絡調整を行います。

1) 相談支援事業所

2. 介護給付事業

障がいのある方を対象に自立支援を目的としてホームヘルプサービスを提供します。

また、視覚障がいのある方の移動に必要な情報の提供や移動の援護等の外出支援を行います。

1) 居宅介護事業所（ホームヘルプサービス）

2) ガイドヘルプひまわり

《高齢者支援に関する事業》

1. 高齢者支援に関する事業

公共交通機関の利用困難な要介護高齢者を対象に通院（介助）、送迎や、一人暮らし高齢者や高齢者世帯を対象に公的サービスでは対応できないサービス等に対応します。

1) 福祉輸送事業

2) 生活支援事業

3) 車いすの貸出事業

4) 軽度生活支援事業（市委託事業）

《障がい児者支援に関する事業》

1. 手話通訳事業

聴覚障がい者のコミュニケーション支援のため、手話通訳サービスを実施します。

1) 手話通訳者設置派遣事業（委託事業）

《育児支援に関する事業》

1. 多胎児家庭育児支援事業

ホームヘルパーが自宅を訪問し、家事および育児の支援を行います。

1) 多胎児家庭育児支援事業（市委託事業）【新】